

平成29年10月2日

## 育児休業の申出時期の追加について（お知らせ）

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（略して「育児・介護休業法」といいます。）の改正により、平成29年10月1日から育児休業の申出時期に、下記の3が追加されましたので、お知らせします。

### 記

- 1 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- 2 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業
- 3 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業
- 4 1歳（上記2に該当する場合は1歳6か月、上記3に該当する場合は2歳）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業

なお、育児・介護休業法の改正の概要等については、下記の「参考資料」を参照してください。

### 参考資料

#### 育児・介護休業法の改正の概要等について

##### I 育児・介護休業法の改正（平成29年10月）の概要

今般の改正の趣旨は、育児をしながら働く労働者について、保育園などに入所できないことを理由に退職を余儀なくされる事態を防止すること、並びに、育児休業等を取得しやすい職場の環境づくりを推進するというものであり、改正の内容を大きく分けると以下①～③となります。

なお、①については、健康保険組合の事務に直接の影響があります。

改正内容① 育児休業期間について、最長2歳までの再延長が可能となる。

改正内容② 事業主に対し、子供が生まれる予定の者に育児休業等の周知を図るよう努力義務が課せられる。

改正内容③ 事業主に対し、未就学児を育てる労働者が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が課せられる。

#### 【改正内容①のポイント】

改正法施行前の育児休業については、原則として子が1歳に達するまで取得することができ、労働者が保育所に入れられない等の事情がある場合は、例外的に子が1歳6か月に達するまで休業の延長ができるという取扱いになっておりました。

しかしながら、延長の取扱いについては、保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえ、1歳6か月に到達した日から年度末までの期間については保育所に預けられず、かつ育児休業

も取得できない期間になってしまうという課題がありました。

そこで、今般、1歳6か月に達する時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長することができるよう改正されました。

なお、育児休業期間の延長に伴い、育児休業給付の支給期間も延長されることとなります。

## II 健康保険組合の事務における留意事項

健康保険法においては、被保険者が育児・介護休業法に規定された育児休業等に該当している場合、保険料を免除するとしております。なお、保険料免除の申出については、被保険者が育児休業等（法施行後の保険料免除対象となる育児休業等は、以下①～④のとおり）を取得する度に、事業主が健康保険組合に届出することとなります。

- ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業
  - ② 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業
  - ③ 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業（改正事項）
  - ④ 1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業
- ※ ①～③は、法律に基づく事項であり、④は事業所独自の事項です。

育児休業等を取得する度に申出となることから、2歳に達するまでの育児休業を申出する場合、1歳6か月に達するまでの育児休業の申出後に再度申出を行う必要があります。

※ 1歳到達時に2歳までの育児休業等の申出を行うことはできないため注意が必要です。（上記④の育児休業の制度に準ずる措置は除く。）

## III 2歳までの育児休業を申出するための条件

1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業を申出するためには、以下①、②のいずれにも該当していることが必要となります。

- ① 当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の1歳6か月到達日において育児休業している場合
- ② 当該子の1歳6か月到達日後の期間について、以下いずれかに該当する場合
  - ・ 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、1歳6か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合。
  - ・ 常態として子の養育を行っている配偶者（育児休業に係る子のもう一人の親である者）であって1歳6か月到達日後の期間について状態として子の養育を行う予定であった者が死亡、負傷・疾病等、離婚等により子を養育することができなくなった場合。

## IV 施行時の取扱い

2歳までの育児休業は、1歳6か月到達日の翌日を育児休業開始予定日（育児・介護休業法第5条第6項）としなければならないことから、1歳6か月到達日の翌日が平成29年10月1日以降となる子、つまり、1歳6か月到達日が平成29年9月30日以降の子を持つ労働者が対象となります。

（子の出生日で考えた場合、平成28年3月31日以降に生まれた子を持つ労働者の育児休業が対象となります。）

したがって、1歳6か月到達日の翌日が施行日以前となる場合、2歳までの育児休業は取得することはできません。（子の出生日で考えた場合、平成28年3月30日以前に生まれた子を持つ労働者については、2歳までの育児休業は対象外となります。）